

令和6年度第1回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年4月8日 月曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永—野——恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

8番 永 野 恵

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
八坂	宮 原 宣太郎	北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平
豊洋	川 崎 孝 子	豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司
中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳
田原	野 田 由 紀				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由紀子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 1 号	農地法第3条の申請について
議案第 2 号	農地法第5条の申請について
議案第 3 号	非農地証明願いについて

- 議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長	それでは、令和6年度第1回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時40分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 [REDACTED] 委員、 [REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より [REDACTED] 並びに [REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第1号から議案第5号までの5議案23件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第1号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア. 所有権の移転の1番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 [REDACTED] 委員には退出していただきたいと思います。
	< [REDACTED] 委員 退出 >
議長	それでは、1番について、事務局より説明を求めます。
事務局	事務局の [REDACTED] です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第1号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおりの許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア. 所有権の移転です。 番号1番、申請人、譲渡人、 [REDACTED] 区、 [REDACTED] 、 [REDACTED] 歳、譲受人、 [REDACTED] 区、 [REDACTED] 、 [REDACTED] 歳。申請の土地、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED] 、地番 [REDACTED] 、地目、台帳、現況ともに [REDACTED] 、地積 [REDACTED] m ² 、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² 。譲受人の経営面積は、田畑あわせて [REDACTED] a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 [REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	3月19日、 [REDACTED] 農業委員と事務局職員2名と現地を確認しました。申請地は、 [REDACTED] [REDACTED] 前を右に進むと [REDACTED] の [REDACTED] の道を入れてつきあたったところから [REDACTED] 区を通過して [REDACTED] 区に抜ける道を下りきったところです。左側に申請地が [REDACTED] 筆あります。譲受人は、申請地の周りの水田を大規模に耕作しております。今回の申請も規模拡大を図りたいとのことですので、よろしくお願いします。
議長	1番について、 [REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED] 委員	只今、 [REDACTED] 委員が説明した通り、現地を確認してまいりました。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。

	譲受人は以前から申請地の隣地で水稻栽培を行っており、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は周辺農地と併せて水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、1番について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第1号」の1番について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第1号」の1番については、これを許可することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員 入室 >
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせて■■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	3月19日、現地確認を行いました。申請地は、■■■■の■■■■を上ると■■■■があります。その先に■■■■があります。その上に■■■■が通っていますが、その付け根を右に上がっていきます。左折したつきあたりが申請地になります。申請者は、申請地の周りの畑でレモンやアボガド等の果樹を経営しています。たまたま申請地が出ましたので、取り入れて経営したいということです。ご審議よろしく願います。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
■■■■委員	只今、■■■■委員が説明したとおりです。慎重審議よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の隣接地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住しており、また申請地周辺の農地でレモンや栗、アボガドなどを耕作していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は、周辺農地と併せてレモンや栗を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²。譲受人の経営面積は、新規のためありません。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	3番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	3月21日、■■■■農業委員と事務局職員2名、私と、譲渡人、譲受人、行政書士の方とで現地確認をしました。申請地は、■■■■のちょっと南の、■■■■の■■■■から50m以内のところで、■■■■に面したところです。これまでは現在持っている■■■■さんが管理はしているようで、草は切っていました。この土地につきましては、譲受人の方が古民家を買ったので、土地も一緒に処分をしたいということです。周りも田ですし、本人も畑等で何か作ることなので、しっかり作ってくださいとお願いしています。問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	3月21日、■■■■委員と事務局職員と現地確認をしました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は市外在住で新規就農者ではありますが、申請地付近の空き家を購入し、市内に移住する予定です。管理については問題ないものと思われます。また営農計画書より取得後は、果樹及び自家消費用の野菜を耕作するとのことです。耕作についても問題ないものと思われます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。

	以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²。譲受人の経営面積は、田畑あわせて[]a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	3月22日、[]委員と私と事務局職員2名と現地確認をしました。申請地は、[]から少し北寄りに行ったところ。2か所です。黒丸の申請地、[]さんが前から土地を借りてハウスでネギを耕作していました。白丸の申請地は、[]さんの前の庭先に畑があります。双方の話し合いでやり取りがあったということです。よろしくお願いします。
議長	4番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	3月22日、[]委員と事務局職員と現地確認をしました。本人は、以前から小ネギをずっと作っています。譲渡人と譲受人は親戚ということで、話ができたということです。ご審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲渡人と譲受人は親戚の関係です。譲受人は以前から申請地で小ネギを耕作しており、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後も引き続き小ネギを耕作するとのこと。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、[]、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²。譲受人の経営面積は、田畑あわせて[]a。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	5番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	3月19日、事務局職員2名、譲受人の[]さんと、[]委員とで現地確認をしました。申請地は、[]から[]に向けて1kmほど行ったところに[]があります。そこに譲渡

	人の土地が■筆あります。今回贈与の話がまとまったので申請となりました。以前から■さんが耕作していましたので、よろしくお願いします。
議長	5番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	只今、■委員が説明した通り、以前から耕作しているので問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、県外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲渡人と譲受人はいとこの関係です。譲受人は以前から申請地で水稻栽培を行っており、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後も引き続き水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請人、譲渡人、■、■、■歳、譲受人、■、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況ともに■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせて■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	6番について、■農地委員より説明願います。
■委員	3月19日、事務局職員2名と■さんの父親と■委員とで現地確認をしました。申請地は、■より■に500m行ったところから、■方面に行く道があるので、そこを500mほど行ったところに■筆あります。■さんが耕作しており、■さんと親戚になるそうです。話がまとまったので、申請となりました。よろしくお願いします。
議長	6番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	これも以前から耕作しているので特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は市外在住ですが、■地区の隣の地区である■に居住していますので、通作については問題ないものと判断されます。また以前から申請地で水稻栽培を行っており、管理等についても問題ないものと思われます。取得後も継続して水稻栽培を行うとのことです。

	また、14ページの真ん中、■■■■■については、■■■■■さんのお母さんの名義のままになっていることから、相続手続きが完了した後に、申請があるものと思われます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第1号」の2番から6番について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第1号」の2番から6番について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第1号」ア、所有権の移転の2番から6番については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第2号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の■■■■■です。 議案書3ページをお開きください。 「議案第2号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。なお、今回の4月総会案件分より権限移譲後の事務対応となっております。総会の議案の進め方につきましては今まで通りで、特に変更点等はございません。 賃借権の設定になります。 番号1番、申請人、土地所有者、■■■■■区、■■■■■、■■■■■、■■歳、転用者、■■■■■区、■■■■■、法人、設立■■年。申請の土地、大字■■■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、田、地積■■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■■㎡。申請内容、倉庫・車庫・資材置場用地・駐車場用地として。申請理由、申請地近隣で■■■■■業を営んでいるが、経営規模拡大に伴い、申請地を倉庫・車庫・資材置場・駐車場として利用したい。こちらは第3種農地で、一部追認案件です。 以上です。
議長	1番について、■■■■■農地委員より説明願います。
■■■■■委員	3月19日に現地確認をしました。申請地は、■■筆あります。■■■■■の申請地は、■■■■■の■■■■■の■■■■■から■■■■■方面に50m進んだ左側に■■■■■の看板があり、そこに■■■■■資材が置かれています。また、■■■■■の申請地は、今の■■■■■の農地から道路の反対側を進み、■■■■■と■■■■■の間の坂を上った左側にあります。申請者は今回、個人から法人に賃借権を設定し■■■■■経営の規模拡

	大を図ろうとしています。倉庫、車庫、資材置場に■■■■の土地を利用したいということです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	現地は■■■■のところで、■■■■さんが、行くたびに車両があふれており、パッカー車を置きたいということで申請が出ておりました。慎重審議よろしくをお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の■■■■さんは平成22年に父からの相続により申請地を取得しています。申請地隣地で■■■■業を営んでおり、経営規模拡大に伴い申請地を倉庫・車庫・資材置場・駐車場として利用する計画です。 なお、本件は一部追認案件です。追認案件となった理由につきましては、平成5年頃に前土地所有者の父が転用許可を得ることなく、申請地を倉庫・車庫・資材置場・駐車場として造成してしまったためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地■■■■の北側は公衆用道路、東側は公衆用道路、南側は田、西側は宅地、申請地■■■■の北側は畑及び宅地、東側は市道、南側は境内地、西側は宅地及び墓地にそれぞれ接しており、転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地■■■筆■■■㎡に、パッカー車を収納するための新設の車庫■■棟を含む車庫及び倉庫計■■棟、■■■、レンガ、土砂、砂利等の資材置場、駐車場を計画しています。 工事期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日までの約■■ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。 排水計画につきましては、■■■■、■■■■ともに敷地内西側にある既存のU型側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、転用に係る費用は車庫建築に係る約■■■万円であり、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	所有権の移転になります。 番号2番、申請人、土地所有者並びに転用者、■■■■区、■■■■、持分2分の1、■■■、■■■歳、■■■■、持分2分の1、■■■、■■■歳。 補足説明です。今回は自己所有地に一般住宅を建築したいという申請ですので、本来であれば4条申請ですが、夫婦連名での申請となりますので、5条申請1件にまとめて議案にかけさせていただきます。

	申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、■■■を■■■後に申請地の隣地でいちご栽培を行っている。現在は、杵築市内のアパートで暮らしているが、管理がしやすく生産に励みやすいように、申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第1種農地です。 以上です。
議長	2番について、■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	3月22日、■■■委員と私と事務局職員2名と■■■さんと現地確認を行いました。■■■の■■■から東に200から300mほど行ったところに申請地があります。申請人は移住してきて、ハウスをやっています。杵築市内にアパートを借りて通勤しています。大変だということで、ハウスがあいている空き地に家を建てたいということです。よろしくお願いします。
議長	2番について、■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	只今、■■■農地委員が説明したとおりです。資料の地図では、申請地の隣地にハウスが建っていませんが、今ハウスが建っています。ハウスの隣に、第1種農地ですが、住宅を建てたいということです。ご審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の■■■さんと■■■さんは6年前に■■■から夫婦で移住し、■■■に■■■して就農準備を行い、4年前に■■■を■■■後に新規就農して、申請地の隣地でいちご栽培を始められています。現在は杵築市内のアパートで暮らしていますが、管理がしやすく生産に励みやすいように、申請地に住宅を建築し居住する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、概ね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。「第1種農地」は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。 申請地周辺は第1種農地ではありますが、一定程度の宅地化が進んでおり、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外規定の「集落接続」に該当し、転用が可能な土地になります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田、東側は公衆用道路、南側は用悪水路、西側は田にそれぞれ接しており、周辺は自己所有地であり他の耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 新築計画につきましては、申請地■■■筆■■■㎡に、1階床面積■■■㎡、約■■■坪の一般住宅及び駐車場を計画しています。 工事期間は、令和■■■年■■■月■■■日から令和■■■年■■■月■■■日までの約■■■ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。 排水計画につきましては、南側の用悪水路へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。残高証明書が添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。

	以上です。
議長	次に、3番及び4番につきましては関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番及び4番については関連がありますので、一括して説明させていただきます。 番号3番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]歳、転用者、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[] m²、合計[]筆の[]m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、[]のアパートで暮らしているが、長年の夢であったマイホームを申請地に建築して移住したい。こちらは第2種農地です。 続きまして番号4番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]歳、転用者、[]、[]、[]歳、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²。申請内容、[]として。申請理由、現在、[]のアパートで暮らしているが、杵築市に移住して、申請地に長年の夢であった一般客向けの[]の練習施設を設置して運営したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	3番及び4番について、[]農地委員より説明願います。
委員	3月21日、[]農業委員、事務局職員2名、[]さん、行政書士の方と現地確認を行いました。申請地は、[]から[]線を[]方面へ約15km進みます。[]手前を右折し、市道を約2km行ったところにあります。現地は、集落から少し離れており、周りは山林、原野等になっています。[]さんは現在[]に住んでおり、今回この土地を買って、一部は住宅を建てて、残りの部分は[]が好きなので[]の練習施設を作りたいということで今回この土地を購入することになりました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	3番及び4番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、[]委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の[]さんの職業は[]、[]さんの職業は[]で、現在は[]のアパートに家族[]人で暮らしています。[]さんは現在、[]が所有する土地を一部間借りして、[]の[]を運営していますが、希望する面積には足りていない状況です。ここ数年かけて大分県内の様々な候補地を見て回り検討した結果、申請地が長年の夢であったマイホームの建築と[]の練習施設として運営するのに適している土地であり、土地所有者との話もまとまったため今回の申請となりました。番号3番については、旦那さん名義で一般住宅を建築、番号4番については旦那さんと奥さんの共有地として[]の練習施設として造成する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないとい目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、周辺に耕作者はおらず人家から距離が離れていること、[]から近く利便性が高いこと、十分な面積が確保できること、市道に面しており進入

	路の確保が容易であることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は市道、東側は市道、南側は山林、西側は山林及び原野にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画についてですが、番号3番については、申請地■筆■㎡に、1階床面積■㎡、約■坪の一般住宅及び駐車場を計画しています。番号4番については、申請地■筆■㎡に、■小屋■棟及び■処理施設■棟を新築するとともに、土地全体を囲うように木柵を設置して周辺への防除対策を施します。新たに土を持ってきて土地の嵩上げを行う予定はなく、申請地の敷地内を転圧して■施設用地として造成する計画です。申請地での■は■を想定しており、■小屋及び■処理施設の規模について大分県■及び大分県■並びに大分県■と協議済みです。 工事期間についてですが、番号3番4番ともに令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画についてですが、番号3番4番ともに北東側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 4番の■処理については、■を敷き詰めて一時処理し、■処理施設にて水分量を調整した後に、地元の耕種農家に田畑用の肥料として無償で提供することで、地域循環型農業に取り組む計画です。 資金計画についてですが、番号3番について、転用に係る費用は建築費の約■万円であり、費用全額を融資で賄うようです。融資可能証明書が添付されており、資力について確認しております。番号4番について、転用に係る費用は土地代及び造成・建築費の約■万円であり、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、番号3番4番ともに立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第2号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第2号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第2号」については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第3号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをお開きください。

	議案第3号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 申請地の状況は養[]場で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和59年に売買により申請地を取得した。平成10年頃までは[]の養殖場として利用してきたが、経営規模縮小に伴い利用を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	申請地は、[]から[]方面へ進み、[]を過ぎ、[]から[]方面に向かい、[]へ折れ、少し進んだところの右側にあります。左側が申請者の住宅で、[]の養殖場を営んでいますが、申請地は規模縮小により平成10年頃から使っていません。コンクリートも壊れていまして、使えない状況になっています。非農地証明願いを申請していますので、よろしくをお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員が説明したとおりです。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を3月19日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 申請者は、昭和59年に売買により申請地を取得しています。平成10年頃までは養[]場として利用していましたが、経営規模縮小に伴い利用を断念し、現在は生簀の基礎のみが残っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の土地と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、令和2年に父からの相続により申請地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、傾斜地で管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。

委員	3月21日に事務局職員2名、私、[]さんと現地確認をしました。[]を[]方面に行き、[]の入口に横断歩道があり、[]方面にあがり、Y字を右折します。300mほど行ったところに[]の前を通り、そこから80mほど行った左側にあります。[]さんの自宅がすぐ横にあります。令和2年に父から相続したそうですが、最初は雑木だけだったが、今では手が付けられず、管理ができない状態になったということで、非農地申請となりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	ちょうど現地確認のときに私が病気になり出席することができませんでした。[]さんの兄弟が[]にいます。ですが、どうしようもない状況ということです。非農地証明ということでお願いしたいということです。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を3月21日に、[]農地委員と確認しました。 申請者は、令和2年に父からの相続により申請地を取得しています。父の代の平成元年頃まではみかんを作っていましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま管理する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをお開きください。 番号3番、申請者、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和60年に申請者の父が住宅を建築してしまったとのことです。 以上です。
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。
委員	3月19日、事務局職員2名と[]委員と[]さんのおじさんのお父さんで現地確認をしました。申請地は[]にあります。[]さんの父親が家を建てたときに家の周りを全部コンクリート張りしてしまったため、もう耕作ができないということです。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	3番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、[]委員が説明したとおりです。もうどうしようもない状態です。よろしくお願いいたします。

議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を3月19日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成12年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和60年頃に申請者の父が住宅を建築してしまったとのことで、始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の土地と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第3号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第3号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第3号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第4号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書6ページをお開きください。 「議案第4号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。 ア.利用権の設定 番号1番、申請人、貸人、 区、 、借人、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡。設定期間は 年新規で、借人の経営面積は、新規のためありません。 今回、貸人と借人との間で、賃借の話がまとまったため、利用権設定を行うものです。耕作作物は、バジルとのことです。 農地利用集積計画（案）の総数は、合計 筆の ㎡です。 相対契約は今回この一件のみとなります。 以上です。
議長	只今、「議案第4号」について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第4号」については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第4号」については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第5号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。番号1番と6番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員 退出 >
議長	それでは「議案第5号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の1番と6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書7ページをお開きください。 「議案第5号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 ア. 利用権の設定（公社への貸付） 番号1番、申請人、貸人、 区、 、借人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。設定期間は 年新規で、借人の経営面積は公社のためありません。 貸人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 続きまして議案書9ページをお開きください。 イ. 利用権の設定（公社からの貸付） 番号6番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、 区、 。対象農地は、 、 筆、 ㎡。土地の詳細は、7ページ番号1番の土地になります。 貸付人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 続きまして議案書11ページをお開きください。 番号1番と番号6番の詳細になります。借受人は地元営農組合、利用権の種類は使用貸借、設定期間は 年 か月、耕作作物は水稻となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第5号」の1番と6番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第5号」の1番と6番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第5号」の1番と6番については、「意見なし」として報告することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた[]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< []委員 入室 >
議長	次に、「議案第5号」の番号2番から5番及び7番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、[]委員には退出していただきたいと思います。
	< []委員 退出>
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書7ページをお開きください。 番号2番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号3番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 議案書8ページをお開きください。 番号4番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号5番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号2番から番号5番の設定期間は[]年新規です。 今回の大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、番号1番から5番までの合計[]筆、[]㎡。貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸、利用権の設定面積は、[]㎡です。 続きまして議案書9ページをお開きください。 番号7番、申請人、借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]㎡。[]、[]筆、[]㎡。[]、[]筆、[]㎡。土地の詳細は、7ページ番号2番から5番の土地になります。 続きまして議案書12ページから14ページをお開きください。 番号2番から5番、番号7番の詳細になります。 借受人は、地元営農組合、利用権の種類は賃借権、年間の賃借料は10a当たり[]円、設定期間は[]年新規、耕作作物は水稻となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第5号」の2番から5番及び7番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。

議長	お諮りいたします。「議案第5号」の2番から5番及び7番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第5号」の2番から5番及び7番については、「意見なし」として報告することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員 入室 >
議長	次に、「議案第5号」の8番から9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書9ページをお開きください。 番号8番、借受人、■■■■区、■■■■。対象農地は、■■■■、■筆、■■■■㎡。土地の詳細については、現在公社が中間保有している土地であり、総会で審議済みのため今回の議案に記載はありません。 議案書15ページをお開きください。 借受人の■■■■さんは地元認定農業者の方です。利用権の種類は賃借権、年間の賃借料は10a当たり■■■■円、設定期間は■年■か月再設定、耕作作物はかんしょとなっております。 議案書10ページをお開きください。 番号9番、借受人、■■■■区、■■■■。対象農地は、■■■■、■筆、■■■■㎡。土地の詳細については、現在公社が中間保有している土地であり、総会で審議済みのため今回の議案に記載はありません。 議案書16ページをお開きください。 借受人の■■■■さんは、認定新規就農者です。利用権の種類は賃借権、年間の賃借料は10a当たり■■■■円、設定期間は■年■か月再設定、耕作作物はかんしょとなっております。 以上です。
議長	只今、「議案第5号」の8番から9番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第5号」の8番から9番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第5号」の8番から9番については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。
	以上をもちまして、令和6年度第1回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時45分： 終了)